

第35回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年5月19日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年5月19日（金）午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己 2番 大橋 好一 3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治 7番 琴寄 成人 8番 清水 利通 9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
清水 正美推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一
主任 松本ひなた
7. 会議の概要

令和5年5月19日（金）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第35回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。また、清水 正美推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 皆さん改めましておはようございます。今日は農繁期で大変お忙しい中、総会にお集まりいただきましてありがとうございます。田植えの真っ最中という中、暑い日が続きますので十分、熱中症等に気を付けながら農作業をしていただきたいと思います。

今日の総会は3条案件が4件、5条案件が2件ということでございますので、皆様の協力をいただきながら、お忙しいと思っておりますのでスムーズな総会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

- 議長 それでは、4番 大関 孝男 委員、5番 篠原 正明 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

4月28日 金曜日、常設審議委員会がとちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任が出席いたしました。

5月15日（月）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、101会議室と現地で行われ、梁島源智会長、刀川正己農業委員、大橋好一農業委員、刀川

利夫推進委員、清水正美推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私
が出席いたしました。 以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件に
ついて」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」 議
案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (松原) 自作地 64畝

譲受人 _____ (本郷) 自作地 53.5畝 借受地 1.2畝

(土地の表示)

壬生町大字セツ石字 _____ 畑 459㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第2項

譲渡人 _____ (安塚二) 自作地 7.1畝

譲受人 _____ (下野市) 自作地 20.1畝

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 田 2807㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第3項

譲渡人 _____ (栃木市) 自作地 180畝

譲受人 _____ (下坪) 自作地 32.6畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字_____	畑	1 2 7 6 m ²
壬生町大字羽生田字_____	畑	3 2 7 m ²
	合計	1 6 0 3 m ²

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第4項

譲渡人 _____ (埼玉県) 自作地 3 5 畝 貸付地 3 9 畝

譲受人 _____ (助谷原) 耕作地なし

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字_____	田	4 9 5 m ²
壬生町大字上稲葉字_____	田	1 3 5 2 m ²
壬生町大字上稲葉字_____	田	1 2 6 9 m ²
壬生町大字上稲葉字_____	田	4 0 6 m ²
	合計	3 5 2 2 m ²

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

以上、第1項から第4項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項から説明いたします。

去る5月14日、私と清水農業委員、青木推進委員の3名と、譲受人_____さん立会いのもと、確認してまいりました。チェックシートに基づき確認しましたが、なんら問題がないと思われまますので、審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

2項案件について、去る5月13日 議受人 _____さん立会いのもと、私と篠原農業委員、中川推進委員とともに現地調査を行いました。周辺地域との関係について、現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認し、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 篠原 正明 委員

●5番 篠原 正明 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

3項案件について、去る5月14日に、譲受人 _____ 氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子推進委員とともに、現地調査を行い、1番から7番の項目について確認いたしました。地域の調和要件を満たしております。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

4項案件について説明いたします。去る5月14日、私と刀川農業委員、賀長紀好推進委員の3名と、譲受人の _____ さんの立会いのもと、現地確認をしてみました。チェックシートに基づき確認しましたが、なんら問題を生ずる恐れはないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (六美町中央)

譲受人 _____ (車塚)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字 _____ 畑 322㎡

自己用住宅敷地 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (中泉)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字 _____ 畑 2008㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権設定

説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る5月15日の調査

委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、5月15日(月)に私と梁島源智会長、大橋好一農業委員、刀川利夫推進委員、清水正美推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約300mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在町内の持ち家で妻と母と生活していますが、老朽化が進んでいることから、住み替えを検討していたとのことです。申請地は、現在の生活環境を大きく変えることもなく、利便性もよいことから、最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金約_____万円は、自己資金で対応します。また、開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから第2種農地であり、土地選定経過において代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 1番 刀川 正己 委員

●1番 刀川 正己 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から東に約600mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します、最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については自己用ストックヤードから調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細にしたがいましてご説明いたします。

はじめに資料の訂正がございます。議案書の9ページから12ページまでになります。各ページの右の方に農地の借賃の記載があります。そこに10aあたりと記載されていますが、この4ページ分は農地バンクになりますので、10aあたりではなくて、1筆あたりの金額となっておりますので、10aを消して、1筆と訂正をお願いします。

それでは改めまして、各筆明細にしたがいましてご説明いたします。議案書5ページ、新規・賃借権分について、4件、10筆、面積合計が23,507㎡となっております。

次に議案書6ページ、新規・使用貸借権分について、2件、4筆、面積合計が901㎡となっております。

次に議案書7ページ、再設定・賃借権分について、3件、13筆、面積合計が28,489㎡となっております。

次に議案書8ページ、再設定・使用貸借権分について、1件、7筆、面積合計が1807.91㎡となっております。

続きまして議案書9ページから12ページ、一括方式の新規・賃借権分について、面積合計が49,336㎡となっております。

次に議案書13ページから14ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、面積合計が28,094㎡となっております。

最後に議案書15ページ、所有権移転について、1件、3筆、面積合計が3,712㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の16ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしてございましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

非農地証明の第1項の件について説明いたします。4月16日、私と地区推進委員の鈴木進吉さん、また _____ の _____ さん、また願出人の _____ さんとともに現地を確認してまいりました。現地は _____ さんの住宅に隣接している2筆ですが、平成6年の航空写真を見ましても、雑種地及び宅地として使用していたことを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員（2項案件について報告）

非農地証明願い、2項案件について報告いたします。願出人は_____さんで、平成6年11月頃から農業用倉庫を建築し、宅地利用しているという事で、航空写真でも確認いたしました。立ち合いは私と川嶋推進委員、行政書士の____さんで、4月25日の火曜日に確認いたしました。間違いはありませんでした。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の17ページから20ページのとおり10件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページのとおり6件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次にその他を議題といたします。
その他の1、「農地利用最適化推進委員の選考について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

●局長 その他1について説明

候補者の選考としましては、4月の総会でお話しした通り農地利用最適化推進委員は区域ごとの応募者の中から、農業委員会総会において、候補者を選考したうえで、新たな任期開始日に当該推進委員に委嘱状を交付するとしています。

推進委員の選考は、農地利用最適化推進委員推薦届又は応募届に記載された事項及び日頃の営農状況などを基に、次の観点から行うものとする。とし、

- ① これまでの経歴等から地域の農業をリードする活動が期待できるかどうか。
- ② 担当地区内の農地や農家の状況を理解しているかどうか。
- ③ 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消に理解があるかどうか。
- ④ 推進委員として活動する際に、利害関係や問題が生じないかどうか。
- ⑤ 推進委員としての活動に意欲があり、地域の信頼を得られているかどうか。
- ⑥ 農地法等に違反する行為がないかどうか。

が、推進委員候補者に関する選考基準となります。

今回の推薦、応募に関しては、15名の募集に対し、17名の推薦・応募がありました。

(候補者の担当農事部、氏名の読み上げ・・・17名)

○議長 ありがとうございます。さて、4月の総会でもお話ししましたが、壬生地区の2番 担当農事部が、新町、万町、通町、屋敷、東下台、上表町、中表町、下表町の区域、南犬飼地区の1番 安塚、上長田の区域が2名ずつの推薦となっております。

各担当地区1名となっておりますので、選考をお願いしたいと思います。

○議長 壬生地区農業委員 清水さん いかがですか。

●8番 清水 利通 委員

壬生地区2番の区域を担当する推進委員は、過日、壬生地区3名の農業委員、梁島会長、篠原職務代理とともに選考した結果、 さん を候補者とすることに決まりました。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。壬生地区 2番の区域は さん ですね。次に南犬飼地区農業委員 刀川さん いかがですか。

●1番 刀川 正己 農業委員

南犬飼地区1番の区域を担当する推進委員は、過日、南犬飼地区3名の農業委員、梁島会長、篠原職務代理とともに選考した結果、 さん を候補者とすることに決まりました。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。南犬飼地区 1番の区域は さん になりました。

ただいま、壬生地区と南犬飼地区の農業委員さんより、候補者の選考結果が発表されました。このことについて、発言がある方は挙手をお願いいたします。

また、他の区域の推進委員候補者についても、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、「農地利用最適化推進委員の選考について」は、ただ今の候補者となりました15名に委嘱するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、「農地利用最適化推進委員の選考について」は、候補者となりました15名の方に委嘱することに決定いたします。

○議長 次にその他2と事務連絡について、事務局お願いします。

●事務局 松本主任

- ・令和6年度農林関係税制改正要望について
資料を確認いただき、問題なければそのまま提出いたします。

(全員了承)

- ・全国農業新聞の購読について
改選後の購読について、取りやめる方は連絡を。
改選により、一旦区切りをつけるため、7月改選までの分を報酬より天引きいたします。
- ・のうねん5月号について

- 局長 6月総会後の慰労会について
場所 肉のふきあげ
時間 午後6時より
会費 12,000円
送迎 バス送迎 役場・南犬飼公民館、稲葉公民館の順
6月総会時間、場所の変更
親睦会、旅行積立の返金
改選後、第1回総会のスケジュールについて
慰労会についての通知を後日発送します。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第35回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【午前10時50分閉会】

会長 梁島源智

4番 大関孝男

5番 篠原正明